

宮崎県日南市診療所開設・承継支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日南市内で診療所を開設しようとする者又は診療所の施設及び業務を引き継ごうとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、診療所の開設及び事業承継を支援し、もって外来医療に係る医療提供体制の安定的な確保を図ることを目的とする。

2 前項の補助金(以下「補助金」という。)の交付については、日南市補助金等交付規則(平成21年日南市規則第51号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日南市の区域内に診療所(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に定める診療所のうち、医科に係るものをいう。以下同じ。)を開設しようとする医師又は法人
- (2) 個人が開設した日南市の区域内の診療所の施設及び業務を引き継ごうとする医師であって、当該開設者と民法(明治29年法律第89号)第725条各号に掲げる親族の範囲にある者
- (3) 日南市の区域内に診療所を開設している法人であって、当該法人の代表者を変更しようとする者

(交付要件)

第3条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 本人(法人にあっては役員)が、日南市暴力団排除条例(平成23年日南市条例第29号)第2条第2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者でないこと。
- (3) 補助事業完了後、診療所を10年以上継続して運営する意思を有すること。
- (4) 市が実施する保健、医療及び福祉に係る事業に積極的に協力する意思を有すること。
- (5) 市が一般社団法人南那珂医師会に委託して実施する事業に積極的に協力する意思を有すること。
- (6) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、診療所の機能を発揮させるために必要な経費であって、第2条第1号の補助事業者にあつては第1号から第3号、第2条第2号及び第3号の補助事業者にあつては第3号に掲げる費用とする。

- (1) 土地購入費(土地造成費を含む。)
- (2) 建物購入費又は建物工事費(外構工事費を除く。)
- (3) 医療機器購入費(1台又は一式の単価が50万円以上のものに限る。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第2条第1号の補助事業者にあつては補助対象経費の2分の1又は2千万円のいずれか低い額、第2条第2号及び第3号の補助事業者にあつては補助対象経費の2分の1又は1千万円のいずれか低い額とする。この場合において、計算の結果生じた千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小児科又は産婦人科を主たる診療科として標ぼうしようとする者に係る補助金の額は、第2条第1項の補助事業者にあつては補助対象経費の3分の2又は2千万円のいずれか低い額、第2条第2号及び第3号の補助事業者にあつては補助対象経費の3分の2又は1千万円のいずれか低い額とする。この場合において、計算の結果生じた千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(事業計画の事前確認)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費に係る土地、建物若しくは医療機器の購入又は工事に着手しようとする日のおおむね3か月前までに、次の各号に掲げる書類を添えて、事業計画確認依頼書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書若しくは予約契約書又はこれらに準ずる書面の写し
- (4) 工事設計書の写し(建設工事を行おうとする場合に限る。)

2 市長は、前項の事業計画確認依頼書の提出があつたときは、計画の適切性や実現可能性を評価し、その内容が第2条及び第4条に定める要件に適合するか確認した上で、申請者に事業計画確認書(別記様式第2号)を交付するものとする。

3 市長は、前項の事業計画確認書の交付に当たり必要と認めるときは、申請者に提出書類の補正及び追加を求め、又は医療、経営、財務その他の分野の有識者から意見を徴することができる。

4 申請者は、第2項の事業計画確認書を受領した後、補助金の交付の申請を行うまでの間に第1項各号に掲げる書類の内容に変更が生じたときは、市長に速やかに報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、前条第2項の事業計画確認書を受領したときは、特段の理由がない限り、速やかに補助金の交付申請を行うものとする。

2 申請者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第8条 規則第3条第2項の規定により、補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 第3条第1号に係る納税証明書(未納がないことの証明又は課税額がないことの証明であって、原則として申請日の3か月前以降に取得したもの。)
- (2) 第3条第2号から第5号に係る誓約書(別記様式第3号)
- (3) 第6条第2項に定める事業計画確認書の写し
- (4) 定款(変更)認可書(認可前にあっては受付印のある認可申請書)の写し(法人に限る。)

(補助条件)

第9条 規則第5条第2項の規定による補助条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に必要な調達を行う場合には、入札又は見積合わせの方法により、原則として最も有利な契約の相手方を選択すること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) 規則第22条に定めるもののほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって価格が単価50万円以上の機械器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。
- (4) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは当該承認日)の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (5) 補助事業に係る建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入を得た場合には、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業者が前各号の条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(申請の取下げのできる期限)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第11条 規則第5条第1項第1号の規定により市長が認める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の増減であって、かつ第5条に定める補助金の額の変更を生じない範囲とする。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第13条 規則第14条の規定により、事業実績報告書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の概要を示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第7条ただし書の規定により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、実績報告をする時点で、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであるときは、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第7条ただし書の規定により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定したときは、その金額を仕入控除額報告書(別記様式第4号)により市長に速やかに報告し、市長の返還命令を受けてその全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数)

第14条 規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県日南市診療所開設・承継支援事業補助金から適用する。

別記

様式第1号（第6条関係）

事業計画確認依頼書

年 月 日

日南市長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者の氏名)

宮崎県日南市診療所開設・承継支援事業補助金を利用したいので、関係書類を添えて事業計画の確認を依頼します。

| 事業区分 (該当する区分に☑) | <input type="checkbox"/> 新規開設 (要綱第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> 事業承継 (要綱第2条第2号又は第3号該当) |
|---|---|
| 1 診療所名 (未定の場合は仮称を記入) | |
| 2 診療所の所在(予定)地 | |
| 3 主たる診療科名 | |
| 4 医療法上の開設(予定)者の氏名 (事業承継の場合は変更後の開設予定者を記入) | |
| 5 開設(予定)者の生年月日及び 医籍登録番号 (法人の場合は新たに代表者となる者を記入) | |
| 6 現在の開設者の氏名 (事業承継の場合のみ記入) | |
| 7 現在の医療機関等コード (事業承継の場合のみ記入) | |
| 8 開設(予定)者と現在の開設者との 関係又は続柄 (事業承継の場合のみ記入) | |
| 9 開設(事業承継)予定年月 | |

〈添付書類〉

- 1 事業計画書（任意様式）
- 2 収支予算書（任意様式）
- 3 見積書若しくは予約契約書又はこれらに準ずる書面の写し
- 4 工事設計書の写し（建設工事を行おうとする場合に限る。）

事業計画確認書

（文書番号）
年 月 日

（申請者） 様

日南市長 印

年 月 日付けで確認依頼のありました診療所の（新規開設・事業承継）に係る事業計画については、下記のとおり確認しましたので通知します。

記

確認結果（該当する項目に○）

| | |
|--|---|
| | 宮崎県日南市診療所開設・承継支援事業補助金交付要綱に定める要件に適合することを確認しました。 |
| | 以下の事項について、宮崎県日南市診療所開設・承継支援事業補助金交付要綱に定める要件に適合しないと判断します。 [不適合と判断される事項] |

[注意事項]

1. この確認書は、補助金の交付を確約するものではありません。
2. 要件不適合の場合、不適合と判断された事項を補正した上で、再度、事業計画の確認を依頼することができます。

誓約書

年 月 日

日南市長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者の氏名)

宮崎県日南市診療所開設・承継支援事業補助金の交付申請に当たり、以下の事項に相違ないことを誓約します。

- 1 本人（法人にあっては役員）が、日南市暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号）第2条第2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者でないこと。
- 2 補助事業完了後、診療所を10年以上継続して運営する意思を有すること。
- 3 市が実施する保健、医療及び福祉に係る事業に積極的に協力する意思を有すること。

〔事業の例〕

- 予防接種（予防接種法）
- 妊産婦健診（母子保健法）
- 乳幼児健診（母子保健法）
- 育成医療の判定審査（障害者総合支援法）
- 障害者支援区分等の認定審査（障害者総合支援法）
- 医療扶助における業務嘱託医（生活保護法）
- 介護認定審査（介護保険法）
- 学校医（学校保健安全法）

- 4 市が一般社団法人南那珂医師会に委託して実施する事業に積極的に協力する意思を有すること。

〔事業の例〕

- 日南市初期夜間急病センター管理運営業務
- 在宅当番・救急医療情報提供実施事業

- 5 日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号）及び宮崎県日南市診療所開設・承継支援事業補助金交付要綱の規定を順守すること。

仕入控除額報告書

年 月 日

日南市長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者の氏名)

年 月 日付で交付額の確定のあった宮崎県日南市診療所開設・承継支援事業補助金について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 _____ 円

2 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額
(補助金返還相当額)

金 _____ 円

[注意事項]

- この報告書は、消費税課税事業者又は消費税免税事業者の別にかかわらず、必ず提出してください。
- 仕入控除額の内訳が確認できる書類の写しを添付してください。
なお、消費税免税事業者にあつては、消費税免税事業者であることが確認できる書類の写し（消費税の届出書等又は補助事業に係る事業年度の決算書）を添付してください。